

## 公立大学法人秋田公立美術大学第3期中期目標の策定方針について

### 1 概要

(1) 地方独立行政法人法（以下「法」という。）の規定により、公立大学法人秋田公立美術大学の第2期中期目標期間が令和7年3月で終了することから、令和6年度中に第3期中期目標および中期計画の策定が必要である。

(2) 設立団体の長は、中期目標を策定し、大学法人に指示する。

中期目標の策定に当たっては、評価委員会への意見聴取や議決が必要であり、あらかじめ大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

(3) 大学法人は指示された中期目標を達成するための中期計画を策定し、設立団体の長の認可を受け、計画にしたがい業務を実施する。

中期計画の認可に当たっては、評価委員会への意見聴取が必要

### 2 第3期中期目標の策定に当たっての基本的な考え方

法定で中期目標として具体的に定めることとされている事項を盛り込むほか、人口減少等の時代の変化に適応できる持続可能な大学運営を行っていくために、次のア～ウに掲げる事項を主な視点として目標を定め、魅力のある、選ばれる大学づくりを推進していく。

ア 大学のブランド力の向上、学生支援の充実等

イ 地域課題の解決、文化の振興等への貢献

ウ 効率的かつ効果的な大学運営の推進

※ 法定の記載事項、中期目標骨子（案）等は、別紙参考資料1に記載のとおり

### 3 今後のスケジュール

	評価委員会	設立団体の長（市長）	大学法人
8月9日	第2回 評価委員会	中期目標（素案）について評価委員会 に意見聴取	
8～9月		パブリックコメントを実施	
9月		中期目標（素案）を議会に報告	
10月	第3回 評価委員会	中期目標（案）について評価委員会に 意見聴取	
		中期目標を確定	
11月	評価委員 意見提出	中期計画（素案）について評価委員に 書面で意見聴取	中期計画（素案）作成
		中期目標を議会に議案として提出	
12月		【議決後】大学法人に対し、中期目標 を指示。中期計画を公表	【指示後】中期計画作成
7年1月	第4回 評価委員会	中期計画について評価委員会に意見聴 取	市長に中期計画認可申請
3月		中期計画を議会に報告	
		中期計画を認可	【認可後】中期計画公表